

平成20年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法第60条第2項の規定に基づき、平成20年1月1日現在における同法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位：人)

特定独立行政法人の名称	常勤職員数	備 考
国立公文書館	41	
統計センター	885	うち休職者5、育児休業者17、育児短時間勤務職員4
造幣局	1,076	うち休職者3、専従職員2、育児休業者1
国立印刷局	4,945	うち休職者5、専従職員12、育児休業者24
国立病院機構	49,473	うち休職者130、専従職員7、育児休業者1,132、育児短時間勤務職員21
農林水産消費安全技術センター	688	うち休職者1、育児休業者3
製品評価技術基盤機構	411	うち休職者8、育児休業者6、育児短時間勤務職員1
駐留軍等労働者労務管理機構	364	うち休職者2、育児休業者4
合 計	57,883	うち休職者154、専従職員21、育児休業者1,187、育児短時間勤務職員26

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、休職者（国家公務員法第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。）、停職者（国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。）、専従職員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。）、派遣職員（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第2条第1項の規定により派遣された者をいう。）、育児休業者（国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。）、育児短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第13条第1項に規定する者をいう（同法第22条の規定により勤務している者を含む。））及び自己啓発等休業している者（国家公務員の自己啓発休業に関する法律第2条第5項の規定により自己啓発休業している者をいう。）を含む（独立行政法人通則法第60条第1項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第4条）。